

# Europe Trends

発表日: 2020年12月17日(木)

## 英EU協議、合意しても議会承認は間に合うのか？

～残り2週間、合意に近づいている模様だが…～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部  
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL: 03-5221-4527)

- ◇ 英EU間の将来関係協議は、残る争点のうち、公平な競争条件の着地点が見えてきた模様。漁業問題はEUの漁業国の間の利害調整も必要で時間が掛かっているが、最終的には線引きの問題。早ければ今週末にも合意に達する可能性がある。
- ◇ 移行期間終了まで残り2週間、英EU双方ともに議会承認に残された時間は少ない。英国は関連法案を通すことで審議日程を短縮することが可能で、議会承認にそれほど時間は掛からない。欧州議会は28日に緊急採決を準備しているが、それも今週末中に合意できなければ日程的に厳しい。
- ◇ 場合によっては、欧州議会の承認を待たずに条約の暫定発効という手段もあるが、欧州議会の反発が避けられない。一部で英EU間で合意に達した場合も、議会承認が間に合わず一時的に合意なしの状態になるリスクが指摘されている。だが、政治合意に達した内容を手続き上の理由で合意なしとする可能性はさすがに低い。

13日に協議継続が決まった英国とEUの将来関係協議は、その後目立った動きがないが、どうやら合意に近づいている模様だ。欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は16日、「合意できるかどうかは明言できないが、合意への道があることは確か、その道がいかにか細くとも」と発言した。これは残る争点のうち、公平な競争条件の着地点が見えてきたことを指すとされる。EUは離脱後も英国が環境、労働者保護、産業補助金のEUルールを受け入れることを求めている。英国が自国に有利な形で関連ルールを緩和しないことを約束する（不可逆条項）だけでなく、EUが関連ルールを変更した場合、英国がそれに合わせて自国ルールを変更すること（ラチェット条項）を求めた。その後、英国側の反発を受け、どういったルールを採用するかは英国の判断であり、英国がEUルールから逸脱する自由を認めるが、競争環境を損なうほど大幅に逸脱する場合、報復措置（例えば報復関税を課す）を発動する案を検討している（管理された乖離）。当初、EUは報復発動を一方的に判断することを求めたが、現在は双方向に報復発動を認めるとともに、英国とEUが何らかの形で協議したうえで（例えば調停パネルを設置する）決定する形の妥協案が模索されている。

もう1つの争点である英国水域でのEU漁船の操業継続を巡っては、今のところ最終的な妥協点を見出すには至っていない。EU側は10年かけて漁獲割当の18～20%を英国に返還することを主張し、英国側は3年程度で80%の割当返還を求めている。この問題は最終的にどこで線を引くかの問題で、双方の主張の中間点で妥結する可能性が高い。だが、漁場・魚種毎で細かい線引きをしようとする、フランス、デンマーク、オランダ、スペインなどEUの漁業国の間で失う漁獲割当に違

いが出てくる。英国とEU間の協議と並行して、EU加盟国間の利害調整が必要なため、合意に時間が掛かる。英国側はこの問題でEU側に圧力を掛けるため、英国漁船の認定範囲を厳格化する（乗務員が英国人で、英国の港に水揚げされる）ことを要求している。これは英国船籍とされる漁船の中にその実態がEU船籍である漁船が混ざっているとされ（クォータ・ホッピング）、英EU間で長年論争となっている問題に対処するためだ。

欧州議会は15日、英国議会は18日が年内最後の会期で、31日の移行期間終了までに合意に至ったとしても、協定批准に必要な議会承認の時間がない。英国の条約批准には、2010年憲法改革統治法に基づき、21日間の審議日程を確保する必要がある。政府はこの規定が適用されないことを記した法律を議会を通すことで審議日程を短縮できるが、その場合も当該条約を実行に移すうえで必要な全ての関連法が成立していることが求められる。現在、将来関係協議に関連した9つの法案のうち、5つが国王裁可を終え成立済み、国内市場法案が法案審議の最終段階、貿易法案と環境法案が委員会で審議中、財政法案が議会提出前。政府は議会の過半数を確保しており、英国の議会関係者は最短1日で議会承認を終えることができると豪語。必要があればクリスマスに臨時招集することも厭わないと発言している。

他方、欧州議会の関係者は、クリスマス休暇明けの28日に緊急議会を招集し、年末までに批准作業を終えることも視野に準備を進めている。ただ、一部公用語（全24ヶ国語）への翻訳を後回しにし、加盟国の議会承認を回避（EUの専権事項かどうかの正式な判断はまだ行われていない）、法務部門による条約を精査する時間を短縮、委員会での審議時間を大幅に短縮した場合も、今週末中に英EU間で合意しなければ、28日の採決が難しいとしている。その場合、EU条約218(5)条に基づく条約の暫定発効が検討されることになりそうだ。過去に加盟国議会の承認を待たずに暫定発効したケースはあるが、欧州議会の承認を待たずに暫定発効したケースは一部の例外を除いてない。民主的なプロセスを重視する欧州議会が、十分な審議時間を確保しないで緊急採決を行うことや、議会承認を待たずに条約の暫定発効を受け入れるかは不透明だ。EUの関係者は最近、英EU間で合意した場合も議会承認が間に合わず、一時的に合意なしの状態となるリスクに警笛を発した。英EU間の将来関係協議の影響範囲の広さを考えると、政治合意が得られた内容を手続き上の理由で合意なしとする可能性はさすがに低いと判断される。

以上